

糸満市立学校給食センター調理等
業務委託募集要項

平成29年5月

糸満市教育委員会

目 次

1	募集要項等の定義	P 1
2	事業の概要	P 1
	(1) 事業名称	
	(2) 対象施設	
	(3) 委託業務内容	
	(4) 委託事業の契約上限額	P 2
	(5) 業務期間	P 2
3	業務開始までのスケジュール一覧	P 2
4	応募事業者の条件等	P 2～3
5	募集スケジュール及び提案書等	P 3～5
	(1) 募集要項等の配布	
	(2) 募集要項の説明	
	(3) 現地見学会	
	(4) 募集要項等に関する質問の受付・回答	
	(5) 提案書の提出	
	(6) 提案書の書式	
	(7) 無効（失格）となる提案書	
6	見積書	P 5
7	応募資格の確認	P 5
8	プレゼンテーション及びヒアリング審査	P 5
9	提案書等の審査方法	P 6
	(1) 選定方法	
	(2) 提案内容の基礎審査	
	(3) 最優秀提案の選定	
10	遵守法令	P 7
11	その他	P 7
12	本件に関する提出・問合せ	P 7

1 募集要項等の定義

本市では、平成29年8月からの糸満市立学校給食センターの調理業務等の委託事業者の選定に当たって、民間事業者の技術力や専門性を活用することにより、学校給食調理等業務の安全性及び安定性を確保するため、公募型企画提案方式（プロポーザル方式）を採用することとした。

この募集要項は、糸満市立学校給食センターの調理等業務委託（以下「本委託事業」という。）に係る必要な事項を定めたものである。

なお、本募集要項に併せて配布する下記の資料も本募集要項と一体の資料とし、これら全資料を含めて「募集要項等」と定義する。

※ 仕様書：市が事業者に必要な業務内容を示すもの（別添一1）

※ 様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの（別添一2）

2 事業の概要

(1) 事業名称 糸満市立学校給食センター調理等委託業務

(2) 対象施設

名 称	糸満市立学校給食センター
所在地	糸満市字大里442番地
改築年度	平成7年度
建築構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造り
建物面積	1,480㎡
運営方式	ドライ運用方式

(3) 委託業務内容

- ①調理業務
- ②配缶・配送・回収
- ③食器等の洗浄・消毒及び保管
- ④施設・設備の清掃及び日常点検
- ⑤残菜等の処理、食材の検収及び保存食等の確保
- ⑥衛生管理業務
- ⑦使用物品管理業務
- ⑧前各号に付帯するその他必要な業務

(4) 委託事業の契約上限額

本委託事業の予定金額の総額（5カ年分合計）と年度ごとの契約上限額は下記のとおりとする。（消費税込み）

下記の金額には、引継に要する費用は含まないものとする。

（単位＝千円）

年 度	H29 （ 8 月 ～）	H30	H31	H32	H33	H34 （7 月 迄）	総 額
金 額	78,937	118,400	118,400	118,400	118,400	39,463	592,000

(5) 業務期間

平成29年8月1日～平成34年7月31日

3 業務開始までのスケジュール一覧

業務実施のスケジュールは、次のとおりとする。ただし、受付等は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行わないこととする。

業務開始までのスケジュール一覧表

プロポーザル参加申込受付	平成29年5月1日（月）～16日（火）
説明会（募集要項等の説明）	平成29年5月17日（水）
現地見学会	平成29年5月17日（水）
募集要項等に関する質問の受付締切	平成29年5月22日（月）
募集要綱等に関する質問の回答	平成29年5月26日（金）
提案書等提出期限	平成29年6月9日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング	平成29年6月下旬
優先交渉権者決定	平成29年7月上旬
結果の通知	平成29年7月上旬
契約締結	平成29年7月中旬
引継ぎ開始	平成29年7月
業務開始	平成29年8月

4 応募資格条件等

次の（1）～（8）までの要件をすべて満たしている者

（1）法人格を有し、本委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

- (2) これまで、小・中学校を対象とした学校給食の受託実績を有している者又は厚生労働省作成の「大量調理施設管理マニュアル」に定められた「同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設」での調理業務の経験を有している者。
- (3) 沖縄県内に本店又は事業所を有していること
- (4) 過去5年間に食品衛生法の規定による営業停止処分を受けた者でないこと。
- (5) 製造物責任（PL）法の規定による損害賠償責任を履行するための生産物賠償責任保険又は食品衛生加入者による食品営業賠償共済に加入していること。
- (6) 受託業務に必要な資格者及び経験者等を必要人数配置できること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 会社更生法に基づき厚生手続きの開始申し立てをしていない者又は民事再生法に基づき更生手続きの開始申し立てをしていないこと。

5 応募スケジュール及び提案書等

- (1) プロポーザル参加受付（糸満市立学校給食センター）
平成29年5月1日（月）～ 5月16日（火）（午後4時まで）
- (2) 募集要項等の説明（糸満市立学校給食センター）
平成29年5月17日（水） 15時～
- (3) 現地見学会
 - ① 日程等
 - ア 日時 平成29年5月17日（水）16時30分～
 - イ 場所 糸満市立学校給食センター
 - ② 留意事項
 - ・ 見学者は前日までに申し出ること。
 - ・ 調理場への入場者は1事業者3名までとする。
 - ・ 調理場の入場者は入場当日前の2週間以内の検便検査結を提出すること。
 - ・ 清潔な衣服（白衣及び帽子等）並びに調理用靴等を持参すること。（2階からの見学は別とする。）
 - ・ 見学時間等は調整するとともに、見学は、市の指示に従うこと。

(4) 募集要項等に関する質問の受付・回答

本募集要項等の内容に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

① 質問の提出方法

質問書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、FAXにより提出すること。

※ FAX番号 098-994-5103

② 受付締切日

平成29年5月22日（月）午後4時まで

③ 回答日

平成29年5月26日（金）

④ 質問への回答

本募集要項等の質問の回答は、FAXで回答する。なお、電話及び口頭等の個別の対応はしない。

(5) 提案書等の提出

応募事業者は、提案書等を次により提出すること。

① 提出期限：平成29年6月9日（金）午後4時00分まで

② 提出書類

ア 応募資格審査申請書（様式第2号）

添付書類

- ・会社概要等
- ・定款（写し）、
- ・会社の沿革、組織（PR用パンフレットでも可）
- ・企業単体の損益計算書及び貸借対照表の写し（直近3期分）
- ・登記事項証明書
- ・納税証明書（国税、県税、市税の完納証明書）
- ・損害賠償を担保できる保険に加入していることを証する書類（写し）

イ 提案書（様式第3号～様式第9号）

ウ 見積書（様式10号）積算内訳書も添付すること。

エ 提案書の書式

A4 版用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号及びインデックスを付すこと。資料はとじ厚2cm以内のファイル1冊にまとめること。

③ 提出部数：正1部・副12部提出すること。

④ 提出先：糸満市字大里442番地

糸満市立学校給食センター

⑤ 提出方法：持参とする。（それ以外の方法による提出は認めない。）

(6) 無効(失格)となる提案書

- ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ④ その他不適切と判断されるもの。

6 見積書(1部)

- (1) 見積額は、消費税及び地方消費税を含まない額とする。
- (2) 見積額の消費税を含む額は、2ページの(4)の平成29年度から平成34年度までの総額である契約上限額の範囲内であること。
- (3) 募集要項等に基づき作成すること。
- (4) 見積書の提出は、見積総括表(様式第10号)に取引に係る消費税を含まない額を記載し、詳細な積算内訳書(職種毎の人件費明細、保健衛生費、現場経費、車両費、管理費等)を別途添付すること。
- (5) 見積内容は、提案書等と同一のものとする。
契約予定額を超える場合又は見積額が異常に少額で本委託事業の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合がある。

7 応募資格の確認

様式第2号により提出する書類、会社概要及び定款(写し)、企業単体の貸借対照表及び損益計算書の写し(直近3期分)、納税証明書(国税、県税、市税の完納証明書)、登記事項証明書、損害賠償を担保できる保険に加入していることを証する書類の写し、その他提案書等をもとに確認する。

8 プレゼンテーション及びヒアリング審査

- (1) 実施日時
平成29年6月下旬(後日応募者へ通知する。)
- (2) 審査場所
未定(後日応募者へ通知する。)
- (3) 実施時間
25分間程度(プレゼンテーション:15分程度・ヒアリング質疑応答:10分程度)
- (4) 出席者
3名までとする。
- (5) 準備物
パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、各自準備すること。
(スクリーンは市で準備する。)
- (6) 審査の順番
応募受付順番とする。(順番、時間は後日通知する。)

9 提案書等の審査方法

選定は、糸満市立学校給食センター調理業務等委託選定委員会が糸満市立学校給食センター調理等委託事業者選定基準に基づき、見積書、提案書及び会社概要等による書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し行われる。

(1) 選定方法

① 応募事業者の資格の確認審査

市は、応募資格の確認審査を行い、この募集要項に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認する。なお、資格不備の場合には、失格とする。

② 書類審査

提案書及び会社概要等について選定基準に基づき採点する。

③ プレゼンテーション及びヒアリング審査

プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定基準に基づき採点する。

④ 最優秀提案の選定

選定委員会は、応募事業者の提案書、プレゼンテーション及びヒアリング内容等を対象に審査し、最優秀提案者を選定する。

(2) 提案内容の基礎審査

選定委員会は、提案書類等に記載された内容が、次に掲げる項目を満たしていることを確認する。

① 提案書全体について、提案事項間の矛盾がないこと。

② 提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。

③ 当該提案に関連する各様式（別添「様式集」参照）に示す項目に対する提案の内容が仕様書の内容を満たしていること。

(3) 最優秀提案の選定

選定委員会は、提案書に記載された内容やプレゼンテーション及びヒアリング内容を評価し、最優秀提案として選定する。

① 優先交渉権者の決定

市は、選定委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

② 選定結果は、応募全事業者に通知する。

③ 優先交渉権者が契約を締結しない場合は、得点の高い応募者から順に契約交渉を行うことができるものとする。

1 0 遵守法令

- (1) 法令— 学校給食法・食品衛生法・労働基準法等の労働関係法令及びその他関連法規等
- (2) 要綱等— 学校給食衛生管理の基準（文部科学省）・大量調理施設管理マニュアル（厚生労働省）及び関連要綱等

1 1 その他

- (1) プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 書類提出後の提案書等の修正・変更は原則認めない。
- (3) 辞退する場合は、応募辞退届（様式第11号）を提出すること。
- (4) 提出された提案書及び添付書類等については返却しない。
- (5) 審査内容及び審査経過等については、公開しないものとする。
- (6) 審査結果に対する問い合わせ及び異議申し立てについては、受け付けないものとする。
- (7) 市が提示する資料は応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。また検討の範囲内であっても市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、または内容を提示すること禁ずる。
- (8) 市が追加で資料提出を求めた場合には、迅速に対応すること。

1 2 本件に関する提出・問合せ先

糸満市教育委員会 糸満市立学校給食センター

〒 901-0325 糸満市字大里442番地

T E L 098-994-5800 F A X 098-994-5103